

太子町町会等集会所整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町会・自治会（以下「町会等」という。）が集会所を建設または整備しようとする場合、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太子町補助金交付規則（平成19年太子町規則第26号）及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)新築 集会所を新たに建設することをいう。
- (2)改修 集会所の修繕等を行うことをいう。
- (3)改築 集会所の一部又は全部を除去し、同一敷地内に集会所を建設することをいう。
- (4)増築 集会所の床面積を増加することをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、集会所の建設または整備に要する経費とし、別表により算出した額とする。ただし、算出により1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助の対象外とする。

- (1)建築面積が50平方メートル未満のもの。
- (2)町会等で建築敷地が確保されていないもの。
- (3)各種関係法令に抵触するもの。
- (4)建築敷地の購入費用
- (5)物置、門、塀、植栽等の付帯工事費用
- (6)備品等
- (7)既存建物の取り壊し費用
- (8)事業費30万円未満の改修事業。ただし、下水道接続に係る改修事業を除く。
- (9)障子、ふすまの張替え、ガラスのはめ替え、畳の表替え、建具の補修、給水栓及び点滅器等の付随用具の修繕費用

(事前協議書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする町会等の代表者（以下「申請者」という。）は、太子町町会等集会所整備計画事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助金交付年度」という。）の前年10月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1)位置図
- (2)概算事業費が確認できる書類
- (3)その他関係書類

ただし、不慮の事故及び災害復旧など、緊急を要する特段の理由があると町長が認めるときは、この限りではない。

(事業の採否)

第5条 町長は、前条の事前協議書の提出があったときは、その内容の審査を行い、補助金交付年度の前年度末までに申請者に対して当該事業の採否を太子町町会等集会所整備事業補助金交付事業採否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付申請書)

第6条 前条の規定により事業の採択を受けた申請者及び第4条ただし書の規定に該当する申請者は、事業着手後、速やかに太子町町会等集会所整備事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1)位置図
- (2)建築物の平面図、立面図、断面図（詳細図含む）
- (3)事業費が確認できる書類（工事請負契約書の写し含む）
- (4)予算書
- (5)その他関係書類

(交付決定書)

第7条 補助金の交付決定の通知書は、太子町町会等集会所整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）とする。

(変更交付申請書)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が事業の変更をしようとするときは、あらかじめ太子町町会等集会所整備事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1)変更内容が確認できる図面
- (2)変更事業費が確認できる書類（変更工事請負契約書の写し含む）
- (3)予算書
- (4)その他関係書類

(変更交付決定通知書)

第9条 町長は、前条の補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた場合は、太子町町会等集会所整備事業補助金変

更交付決定通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するものとする。

（事業完了報告書）

第 10 条 補助金の実績の報告は、太子町町会等集会所整備事業補助金事業完了報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 請求書及び領収書の写し
- (2) 工事完成写真
- (3) 決算書
- (4) その他関係書類

（確定通知書）

第 11 条 補助金の額の確定通知書は、太子町町会等集会所整備事業補助金確定通知書（様式第 8 号）とする。

（請求書）

第 12 条 補助金の請求は、太子町町会等集会所整備事業補助金請求書（様式第 9 号）とする。

（補助金の交付）

第 13 条 町長は、前条による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（報告及び立入検査）

第 14 条 町長は、補助対象事業の適正かつ効率的な実施を期するため、申請者に対し報告を求め、又は担当職員に補助対象事業の実施現場等に立ち入らせ、検査させることができる。

（管理）

第 15 条 町会等は、事業により取得し、又はその効用の増加した財産について、善良な管理のもとに効率的な運用を図らねばならない。

（補助期限）

第 16 条 補助金の交付を受けた町会等は、補助金確定後、新築については 20 年間、増改築及び改修事業については 5 年間、この要綱に定める補助金の交付を申請することができない。但し、下水道接続に係る工事については、この限りではない。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日より施行する。

(太子町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱の廃止)

2. 太子町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 22 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 5 日より施行し、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 補助金算出基準表

補 助 率 及 び 補 助 限 度 額	区 分	補助率	限 度 額	備 考
	建築(新築)	60%以内	5,000 千円 (ただし、世帯数が 40 世帯未満の町会 にあつては4,000 千 円)	補助額は補助限 度額と算出方式 による額を比較 し、いずれか少 ない方の額とす る。
	改 修	1/2 以内	500 千円	
算 出 方 式 に よ る 額			(施設建設の場合) 建築基準単価×延床面積×補助率 (施設改修の場合) 改修事業費×補助率	
建築基準単価	構造区分		木造及び鉄骨	鉄 筋
	1 m ² 当 た り の 建 築 単 価		1 2 0 , 0 0 0 円	1 4 0 , 0 0 0 円